

～美郷町出会い創出事業～

**出会いを希望する独身男女に、出会いの場を提供する  
(交流イベント等を実施する) 団体に補助金を交付します!**

出会いを希望する独身男女が参加するイベント等で、主催者がそれぞれの多様な特性を生かし、自ら企画・運営するものが対象です。

(例) パーティーなど食事会、文化・スポーツまたはボランティア活動などを介したイベントや体験教室、交際力を高めるための自己啓発的な講座やセミナーなど

**交付対象者** ●結婚支援を推進する町内の団体および企業  
**補助金額** ●補助対象経費のすべて(上限額30万円)

※飲食代等補助対象経費に該当しないものもありますので、詳しくは町企画財政課までお問い合わせください。

**対象事業** ●次の①から⑥のすべての要件を満たす事業

①20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等で

あること ②参加者は20人以上であること ③参加者の男女比率で、少ない方の比率が参加者全体の30%以上であること ④参加者のおおむね過半数が、町内に居住する方または町内に勤務する方であること ⑤交流イベント等は、町内において実施すること ⑥公序良俗に反するまたは社会通念上適当でない認められる内容は含まないこと

申込方法

事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください(申請書の用紙は、町企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です)。

**平成30年度 第4回 美郷いきいき大学  
男女共同参画出前講座を開催します**

**日時** ●11月27日(火) 午後2時～午後4時  
**会場** ●美郷町住民活動センター(畑屋字街道東)  
**入場料** ●無料

**申込方法** ●電話でお申し込みください。

**申込期限** ●11月20日(火)

**■第1部 音楽と体操の時間**

『あなたも10才若返る!?音楽でイキイキ健康増進』

**講師** ●日沼 郁子 氏

(一般社団法人 日本音楽療法学会認定音楽療法士)

好きな音楽を聴く、歌に合わせて踊る、カラオケで歌うなど、音楽を生活に取り入れることは脳を活性化させるリハビリテーションになります。また、気持ちを落ち着かせるリラクゼーション効果もあり、ぐっすり眠れる、笑顔が増えるなどの好ましい結果を生み出します。この講座に参加して、一緒に

楽しく歌ってみませんか。

※当日は動きやすい服装で、水分補給用の飲み物やタオル、上履きをお持ちください。

**■第2部 朗読劇の時間**

美郷町男女共同参画住民懇話会による朗読劇

家事をする 父の姿は 半端ねえ!

今年度の美郷町男女共同参画川柳最優秀作品をテーマに、男性も女性もイキイキと生活できる社会を住民懇話会委員が朗読劇で分かりやすくお伝えします♪

お申し込み

(千畑)美郷町北ふれあい館 ☎0187(87)6550  
(六郷)美郷町中央ふれあい館 ☎0187(84)2822  
(仙南)美郷町公民館 ☎0187(84)4915  
(一般)町企画財政課 ☎0187(84)4901

美郷いきいき大学生以外の方もぜひご参加ください。

**申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901**

建設課

**降雪期前のお願い**

**■垣根や立ち木の枝処理をお願いします**

道路上にはみ出した垣根や立ち木の枝は、除雪作業の支障となるだけでなく、落雪事故などの原因になり大変危険です。所有者の方は事前に切り落とすなどの対応をお願いします。また、雪の重みなどで道路上にはみ出している枝については、事故防止のため町で緊急に切り落とす場合がありますので、ご了承ください。

**■冬期間の通行止めについて**

下記町道は雪崩の危険があるため、通行止めとします。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

**町道名** ●七滝・仏沢線

**規制区間** ●千畑温泉サン・アール(仏沢地内)から  
六郷東根字七滝地内まで

**規制期間** ●12月上旬～平成31年3月下旬の降積雪期間

**■冬期除雪休止路線について**

町では「美郷町除雪基本計画」に基づき、規定時間の午前7時までには除雪を完了させることを目的に除雪路線の全体的な見直しを行いました。

今冬から除雪を休止する区間は町内全体で計44区間です。休止区間の起終点には、お知らせ看板を設置していますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

**■除雪休止区間決定までの経緯**

・平成30年6月 「美郷町除雪基本計画」を策定  
首都大学東京による町内調査等を踏まえて「除雪休止路線の基準」を定め、除雪休止路線(案)を選定しました。

・平成30年8月 除雪休止路線(案)意見募集

関係行政区の皆さまに除雪休止路線(案)を提示し、意見募集を実施しました。

**問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910**

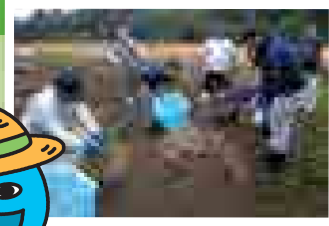
目指せ!

# 生薬の里 美郷

## 生薬原料のキキョウ根を収穫しました!

町内農家で平成29年5月に定植したキキョウの根の収穫作業を行い、東京生薬協会の栽培指導員や薬用植物栽培勉強会の会員など17名が参加しました。収穫作業は10月上旬から11月上旬にかけて行い、洗浄・皮むき・乾燥の作業を経て出荷します。

生薬栽培をしてみたい方、興味のある方は下記までお問い合わせください。また、勉強会へのご参加もお待ちしております。



問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

## 国民年金に関するお知らせ

### 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、平成30年1月から12月までに納められた保険料の全額で、過年度分や追納された保険料も含まれます。なお、平成30年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書などの保険料を

支払ったことを証明する書類の添付が必要です。また、日本年金機構から11月上旬に「社会保険料（国民年金保険料）証明書」が送付される予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

問●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903  
日本年金機構大曲年金事務所 ☎0187(63)2295・2296

## 介護保険事務所からのお知らせ

### 介護保険料を滞納し続けていると…

災害などの特別な事情もなく介護保険料を滞納し続けていると、滞納している期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないようにしましょう。

#### 【1年以上滞納した場合】

介護保険サービスを利用したとき、通常1割~3割負担のところ、いったん全額自己負担しなければなりません。後日、払い戻し申請により保険給付分(費用の9割~7割分)が払い戻されます。

#### 【1年6カ月以上滞納した場合】

利用した介護保険サービスの費用をいったん全額自己負担したうえで、払い戻し申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。さらに滞納が続く場合は、差し止められた額が保険料に充てられる場合もあります。

#### 【2年以上滞納した場合】

納期限から2年が経過すると、時効により納めることができなくなります。保険料を納めていない期間に応じて自己負担が3割または4割に引き上げられ、また、高額介護サービス費(※1)や特定入所者介護サービス費(※2)なども支給されません。

※1 自己負担額が一定額を超えた場合、本人の所得や世帯の課税状況に応じて、超えた分が払い戻されます(申請が必要です)。

※2 施設や短期入所サービスを利用したときの食費や居住費について本人や配偶者の課税状況や預貯金状況によって、一定額を超えた分が保険給付されます(申請が必要です)。

災害などの特別な事情により、一時的に保険料を納めることができなくなった場合は納付の猶予や減免の対象となることがあります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911